

障害者総合支援法 **横浜市障害者入浴サービス事業** (訪問入浴・施設入浴)のご案内

横浜市では、自宅において入浴が困難な常時寝たきり状態にある重度の身体障害者の身体の清潔の保持と心身機能の維持等を図るため、障害者入浴サービス事業を実施しています。

サービスの種類

	訪問入浴	施設入浴
内容	移動入浴車の訪問により入浴の機会を提供します。	特殊浴槽の設備のある施設で入浴の機会を提供します。
利用回数	週2回まで ※ただし、6月～9月のみ週3回まで	週1回まで

※施設入浴は、身体状況や家屋状況により訪問入浴を利用できない場合に利用できます。

対象者

以下の1～4の全てを満たす方が対象です。

※障害支援区分は不要です。

1	市内に在住する居宅での入浴が困難な方で、1～2級の身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方
2	医師が入浴可能と認めた方（医師意見書による確認が必要）
3	障害者施設等に入所又は病院等に入院していない方 （グループホーム入居者についても原則対象外）
4	身体状況等から、他の障害福祉サービス等の利用によっても入浴の機会が得られない方

※18歳未満の障害児は原則対象外です。

サービス利用料

階層	負担額（訪問入浴）	負担額（施設入浴）
生活保護	自己負担なし	自己負担なし
市民税非課税		
市民税課税	1,306円/回	1,348円/回

*清拭・部分浴：914円/回

*助言のみ（訪問したが体調不良等により、部分浴、清拭が行えなかった場合）
：自己負担なし

*施設入浴で移送を行わない場合：611円/回

サービス利用開始にかかる手続き

- ① 利用者は区福祉保健センターに「申請書」及び「医師意見書」を提出
- ② 区福祉保健センターは支給決定を行い、利用者に「障害福祉サービス受給者証」を発行
- ③ 利用者が事業者を選択して連絡
- ④ 利用者と事業者で事前調整
 - ・「受給者証」「医師意見書」の確認
 - ・契約書、重要事項説明書等の取り交わし（サービス実施日程等の調整）
 - ・居宅の状況確認※事業者は必要に応じて利用者情報を区から取り寄せる
- ⑤ サービス提供開始

サービス実施事業者

登録事業者一覧については、各区福祉保健センター窓口での受取り、または市ホームページからダウンロードできます。

〈市ホームページ〉

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/fukushi/annai/zaitaku/service/nyuuyoku.html>

以下のうち、横浜市障害者入浴サービスの登録を受けた事業者がサービス提供します。

【訪問入浴】・・・介護保険法に基づく指定訪問入浴介護事業者の指定を受けている社会福祉法人及び民間事業者

【施設入浴】・・・障害者の入浴に適した特殊浴槽を有する特別養護老人ホーム、地域活動ホーム、障害者支援施設を運営する法人

【医師意見書（参考）】

医師意見書の提出について

入浴には急な体温変化などの危険が伴うことから、入浴可能な身体状況であるかを確認するため、「医師意見書」の提出が必要です。

また、サービスを継続して利用する場合は、1年に1回、入浴が可能という旨の「医師意見書」の提出が必要です。

★意見書の様式は、各区福祉保健センター窓口での受取り、または市ホームページからダウンロードできます。

《市ホームページ》

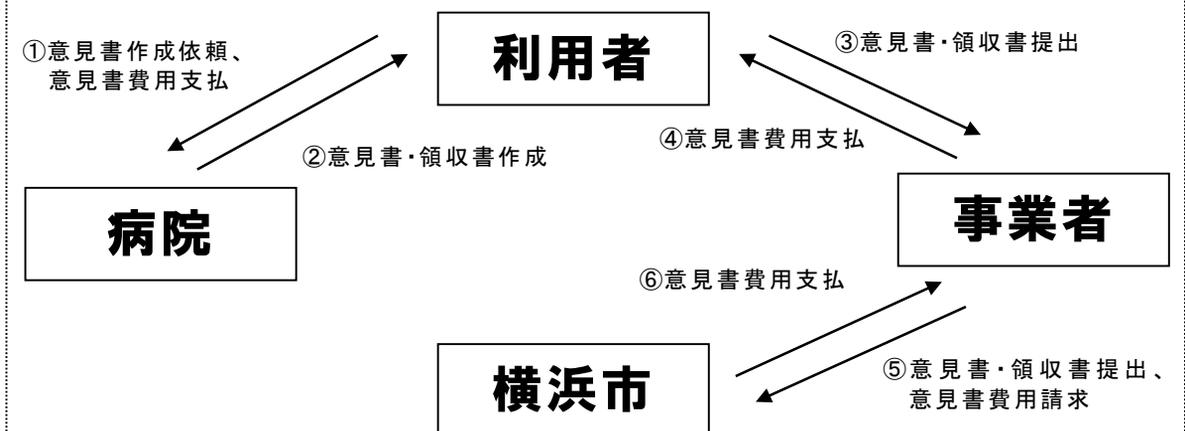
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/fukushi/annai/zaitaku/service/nyuuyoku.html>

医師意見書の取扱い

	意見書取得にかかる費用	取得後の提出先
新規申請時	全額利用者負担	区福祉保健センター及びサービス事業者へ提示
2回目以降	3,000円＋消費税を上限として市が助成 ※	領収証とともに利用中の入浴サービス事業者へ提出

※上限を超えた額は利用者の自己負担となります。また、意見書料が3,000円＋消費税に満たない場合は、その額を助成します。なお、意見書料として領収証に記載されている金額が助成の対象で、交通費や郵送料等の実費は対象ではありません。

2回目以降の医師意見書料助成の流れ



他のサービスとの適用関係

介護保険制度との併用

訪問入浴は介護保険制度のサービスにもあるため、介護保険対象者については、介護保険制度での利用が優先されます。

施設入浴は、介護保険制度の通所介護での入浴サービスを受けていない方で、身体状況や家屋状況によって訪問入浴の利用が困難な場合についてのみ、利用できません。

日中活動系のサービスとの併用

日中活動系のサービス（生活介護又は地域活動支援センターデイ型）で定期的に入浴を行っている場合は、その利用回数を勘案した上で、併せて訪問入浴は週2回（夏季のみ週3回）まで、施設入浴は週1回まで利用できます。

居宅介護・重度訪問介護との併用

ヘルパーの支援により、入浴が出来る場合は利用できません。ただし、自宅の浴槽に入ることが困難で、ヘルパーによるシャワー浴、部分浴、清拭のみを実施している場合は利用できます。

【各区福祉保健センター連絡先】

区	担当	電話	FAX	区	担当	電話	FAX
鶴見	高齢・障害支援課	510-1847	510-1897	港北	高齢・障害支援課	540-2237	540-2396
	こども家庭支援課	510-1839	510-1887		こども家庭支援課	540-2320	540-2426
神奈川	高齢・障害支援課	411-7114	324-3702	緑	高齢・障害支援課	930-2433	930-2310
西	高齢・障害支援課	320-8417	290-3422		こども家庭支援課	930-2432	930-2435
中	高齢・障害支援課	224-8165	224-8159	青葉	高齢・障害支援課	978-2453	978-2427
南	高齢・障害支援課	341-1141	341-1144		こども家庭支援課	978-2457	978-2422
	こども家庭支援課	341-1148	341-1145	都筑	高齢・障害支援課	948-2316	948-2490
港南	高齢・障害支援課	847-8459	845-9809		こども家庭支援課	948-2321	948-2309
	こども家庭支援課	847-8457	842-0813	戸塚	高齢・障害支援課	866-8463	881-1755
保土ヶ谷	高齢・障害支援課	334-6384	331-6550		こども家庭支援課	866-8468	866-8473
	旭	こども家庭支援課	334-6353	333-6309	栄	高齢・障害支援課	894-8068
高齢・障害支援課		954-6128	955-2675	こども家庭支援課		894-8959	
磯子	こども家庭支援課	954-6117	951-4683	泉	高齢・障害支援課	800-2485	800-2513
	高齢・障害支援課	750-2416	750-2540		こども家庭支援課	800-2448	
金沢	こども家庭支援課	750-2439		788-8872	瀬谷	高齢・障害支援課	367-5715
	高齢・障害支援課	788-7849	367-5703			367-2943	
	こども家庭支援課	788-7772	788-7794	健康福祉局障害自立支援課	671-2402	671-3566	